

USEN Camera サービス契約約款
(スタンダード・SD・SD プラス)

2024 年 11 月 1 日版
株式会社USEN Camera Solutions

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社USEN Camera Solutions（以下「当社」といいます。）は、このUSEN Camera サービス契約約款（別紙を含み、以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に従いUSEN Camera（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、次の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができます。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	当社に対して利用契約の締結を申し込む者
契約者	当社と利用契約を締結している者
契約更新期間	利用契約の契約満了日の属する月の初日から末日までの期間
基本サービス	契約者が利用契約を契約更新期間以外の日に解除したときに解約事務手数料の支払いを要する本サービス
特徴量データ	顔画像から人物の目、鼻、口の位置関係等の特徴を抽出し、数値化したデータ
AI ベースユニット	AI センサーカメラで集積した特徴量データを保存、解析し、特徴量化した情報を更に分析するため、IP カメラで撮影した映像をクラウドへ疎通する機器
ベースユニット 2	IP カメラで撮影した映像をクラウドへ疎通する機器
AI センサーカメラ	AI 技術を用い、人物の顔画像から特徴量データを作成するカメラ機器
IP カメラ	撮影、録画、インターネットを用いた遠隔視聴を行うことができるカメラ機器であって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与または販売するもの
USEN Camera 設定アプリ	AI ベースユニットの各種設定および作成した分析情報の確認をすることができるタブレット向けアプリ
USEN Camera 視聴アプリ	インターネット経由で IP カメラの視聴が可能な専用アプリ
USEN Camera ViewerHD	インターネット経由で IP カメラの視聴が可能なタブレット向けアプリ
USEN Camera スタANDARD	インターネットブラウザ経由で IP カメラの視聴並びに、AI センサーカメラにて来店顧客分析が可能なシステム
USEN MEMBERS	当社所定のサービスの利用者向けに当社が提供するコンテンツを利用することができるタブレット向けアプリ
タブレット	USEN Camera 設定アプリおよび USEN Camera ViewerHD 向けに当社が貸与するタブレット（8 インチディスプレイ）

対象店舗	契約者が本サービスを利用する場所として指定した店舗または施設
IoT 機器	タブレット、IP カメラその他の当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与する機器
本サービス取扱所	本サービスの提供に関する業務を行う当社または当社の指定する事業所
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第4条（本サービス）

本サービスの概要は次のとおりとし、具体的なサービス内容は第 3 章で規定するものとします。

名称	概要
USEN Camera	当社が契約者に AI ベースユニット、ベースユニット 2、AI センサーカメラおよび IP カメラを貸与もしくは販売し、AI 分析サービス、IP カメラサービスを提供するサービス

第5条（IoT 機器の貸与）

本サービスの利用に必要な IoT 機器は、当社から貸与します。IoT 機器の貸与については、第 4 章で規定するものとします。

第6条（サービス提供区域）

本サービスは、日本国内において提供します。ただし、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本サービスの利用に伴うアプリを利用することができない場合があります。

第 2 章 利用契約

第7条（利用契約申込みの方法）

利用契約の申込みは、本約款を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

第8条（申込みの承諾）

当社が前条の申込みを承諾したときに、利用契約は申込み受付日に遡って成立するものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 7 条（利用契約申込みの方法）に基づく申込みにおいて虚偽の内容が記載されていたことが判明したとき。
- (2) 利用契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 利用契約の申込者が、第 44 条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 利用契約の申込者が、第 20 条（本サービスの提供の停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、または解除をうけたことがあるとき。
- (5) 利用契約の申込者が、当社の電気通信サービスまたは BGM サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または当該サービスの利用の停止を受け、または受けた契約者と関係があるとき。
- (6) 利用契約の申込者が自らまたは自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）であるとき。
- (7) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

- 4 当社は、前項の規定により、利用契約の申込みを承諾しないときは、申込者に対して、承諾しない旨のみを当社所定の方法で通知します。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

第9条（提供開始日および契約期間）

本サービスの提供開始日は、利用契約に基づき当社がIoT機器すべてを引き渡した日とします。

- 2 利用契約の契約期間は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から起算して2年が経過する日までとします。ただし、契約更新期間に契約者から更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から起算して2年間、同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。

第10条（本サービスのプラン変更）

契約者は、本サービスのプランの変更を希望する場合には、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、変更後のプランの有効期間は、本サービスの利用契約の残期間とし、プランの変更の他、利用契約は有効に存続するものとします。

第11条（利用の一時休止）

契約者は、当社所定の方法で休止を開始する月の前々月末日までに届出を行ったうえ、当社が一時休止可能と判断した場合は、別紙料金表に定める一時提供休止手数料を当社に支払うことにより、本サービスの利用を一時休止することができます。

- 2 一時休止期間は、月の初日を開始日とした1ヶ月単位かつ6ヶ月以内で定めるものとします。

第12条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所その他の当社に届け出た事項について変更があった場合には、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 契約者は、当社から求められた場合には、前項の届出内容を証明する書類を提示するものとします。
 3 本条に基づく手続きを怠ったことにより、本サービスの利用ができない等、契約者または第三者に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
 4 契約者は、第1項の届け出を怠ったことにより、当社からの通知が不達または遅延した場合であっても、通常到達すべき時に到達したとみなされることをあらかじめ承諾するものとします。

第13条（権利および義務の譲渡の禁止）

契約者は、本約款、利用契約に基づき生じる権利および義務を、第三者に譲渡することができません。

第3章 USEN Camera

第14条（本サービスの提供）

利用契約の契約期間中、当社は、次表に掲げるサービスを本サービスとして提供します。

サービス	サービスの内容
(1) AI 分析サービス	AI センサーカメラを用い撮影した人物の顔画像を利用して、当社が開発・提供するAIロジックにより、来店客の属性を分析するサービス
(2) 端末保存型 IP カメラ・サービス	IP カメラを用い撮影または記録した画像および音（以下「画像データ」といいます。）を端末内の記録媒体に保存し、USEN Camera 視聴アプリまたは Web ブラウザを使用して閲覧可能とするサービス
(3) クラウド保存型 IP カメラ・サービス	IP カメラを用い撮影した画像データを、当社が運用するクラウド型サーバに保存し、閲覧可能とするサービス

- 2 対象店舗の壁、天井その他の造作へのIoT機器の設置は、当社が行います。契約者はあらかじめその取り付け場所および設置場所を決定するものとし、その取り付けには造作への貫通、損傷等を伴う

ことをあらかじめ了承するものとします。なお、利用契約が終了した場合は、契約者は当社の指示に従い、IoT 機器を返却するものとします。当社は、当該 IoT 機器の取り外しと回収にあたり、取り付け場所の原状回復等の義務を負わないものとし、原状回復等の必要がある場合は、契約者の責任において実施するものとします。

第15条（契約者による利用環境の準備）

本サービスの利用において、USEN Camera ViewerHD アプリを利用する場合、スマートフォンまたはタブレットが必要となります。スマートフォンまたはタブレットは、当社から貸与します。

- 2 本サービスの利用には、インターネット接続サービスを必要とします。ただし、本サービスにはインターネット接続サービスの提供を含みません。契約者は、自己の責任と負担によりインターネット接続サービスを用意するものとします。
- 3 本サービスに使用するスマートフォンの性能、インターネット接続サービスの回線環境その他の条件により、本サービスの画質その他本サービスの機能の一部に影響が出ることがあります。これにより契約者またはその業務に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第16条（IPカメラ ID の管理）

契約者は、IP カメラごとに設定された ID（以下「IP カメラ ID」といいます。）を、IP カメラの操作を認めた者（以下「対象店舗の従業員等」といいます。）以外の第三者に開示または漏洩しないものとします。

- 2 IP カメラ ID を利用して行われた行為はすべて、契約者または契約者から IP カメラの操作を認められた者による行為とみなし、当該行為によって生じた結果およびそれに伴う一切の責任について、契約者が負うものとします。

第17条（提供アプリ）

契約者は、自己の責任において対象店舗の従業員等に USEN CameraID を付与し、対象店舗の従業員等のスマートフォンまたはパーソナルコンピュータに USEN Camera 視聴アプリをインストールさせ、本サービスを利用させることができます。この場合には、対象店舗の従業員等が行った行為はすべて契約者による行為とみなし、当該行為によって生じた結果およびそれに伴う一切の責任については、契約者が負うものとします。

- 2 タブレットへの USEN MEMBERS、USEN Camera 設定アプリおよび USEN Camera 視聴アプリのインストール、設定、バージョンアップまたは再インストールは、当社が行うものとし、契約者自らがこれらの行為を行ってはならないものとします。
- 3 USEN Camera 視聴アプリをスマートフォンまたはパーソナルコンピュータにインストールしたことにより発生した通信量の増加、スマートフォンまたはパーソナルコンピュータの不具合、その他 USEN Camera 視聴アプリの利用者に生じた損害について、当社は責任を負いません。ただし、その損害が当社の故意または重大な過失のみによって生じたときはこの限りではありません。
- 5 当社は、USEN Camera 視聴アプリがすべてのスマートフォンまたはパーソナルコンピュータに対応していることを保証するものではなく、契約者は、スマートフォンまたはパーソナルコンピュータの OS のバージョンアップ等に伴い、USEN Camera 視聴アプリの動作に不具合が生じる可能性があることをあらかじめ了承するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合であっても、プログラムの修正などを行い、当該不具合を解消することを保証しません。なお、当社が不具合を解消するプログラムを提供した場合において、当該プログラムのインストールを怠ったことにより USEN Camera 視聴アプリの利用者に生じた損害について、当社は責任を負いません。
- 7 USEN MEMBERS、USEN Camera 設定アプリおよび USEN Camera 視聴アプリに関する一切の知的財産権は、当社または当社に使用を許諾している者に帰属します。

第18条（画像データの取扱い）

契約者は、本サービスの利用に伴い取得する画像データに含まれる個人情報その他本サービスを利用して取得する個人情報の取扱いについて、個人情報保護法、関連する政令、規則、基準およびガイドラインを遵守し、撮影される個人への利用目的の通知その他その遵守に必要な手続を行うものとします。

- 2 本サービスの利用により撮影された画像は、特徴量データを作成後に直ちに削除され、一切保存さ

れません。

- 3 当社は、契約者の委託先として、AI センサーカメラが作成した特徴量データを取得し、利用するものとします。契約者は、当社がAI 分析サービスを提供するために、対象店舗、対象店舗への来店客その他の情報を収集することをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 AI センサーカメラにより作成された特徴量データは、最長6ヶ月間、AI センサーカメラおよび当社が管理するサーバに保存され、作成された日から6ヶ月間を経過した日に消去されます。ただし、一の対象店舗に設置されたAI センサーカメラにより作成された特徴量データの合計が1万人分を超えたときは、最も古い特徴量データを自動的に消去します。
- 5 契約者は、当社がAI 分析サービスを提供するために、特徴量データを個人が識別できないようその全部または一部を加工し、これを利用契約の契約期間内保持することをあらかじめ承諾するものとします。
- 6 画像データは、当社の定める期間の範囲のうち、契約者が設定した期間、そのIPカメラまたはIoT機器に搭載したSDメモリーカード、もしくはクラウド型サーバに保存されます。
- 7 契約者は、本サービスの利用に伴い取得する画像データ、音声および当社が提供する分析情報を、自己の責任において法令上の義務等を確認し、適法な範囲内で利用するものとします。
- 8 当社は、契約者が本サービスを利用して取得することができる情報（映像データや画像データを含みます。）を保存する責任を負いません。契約者は、自己の責任においてバックアップ等を行うものとします。

第19条（AI 分析サービス）

AI 分析サービスは、対象店舗に設置されたAI センサーカメラが撮影した来店客の顔画像から、AI 技術を用いて来店者の性別および年齢を推定するものであり、その性質上完全かつ正確な分析を保証するものではありません。

- 2 本サービスにおけるAI センサーカメラは、被写体の角度または外見（マスクや眼鏡等の装飾品の着用）の条件により、またはハードウェアその他本サービスの利用に必要なソフトウェアまたは通信環境等により、人物の検知漏れや誤認識が起こる場合があります。
- 3 AI 分析サービスは、AI センサーカメラの設置方法とその設置場所により、分析の可否およびその精度に影響が出る場合があります。なお、AI 分析サービスには、契約者に対するAI センサーカメラの最適な設置方法および設置場所に関する説明または助言を含まず、AI センサーカメラの設置方法と設置場所は、契約者の責任において決定するものとします。
- 4 AI 分析サービスのうち対象店舗への新規来店または再来店の識別は、保存された特徴量データを用いて行うものであり、特徴量データが保存されていない個人の新規来店または再来店の識別を行うことはできません。
- 5 AI 分析サービスにおける分析データの誤りまたは分析の不能により、契約者に損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
- 6 AI 分析サービスとして提供する分析データ、AI 学習データに関する著作権、利用権その他一切の権利は当社に帰属するものとします。
- 7 契約者は、AI 分析サービスにて取得した分析データ（来店者の推定性別および推定年齢等）を、当社が自己のBGM サービス（USEN MUSIC）のプレイリスト作成のために利用することをあらかじめ承諾するものとします。

第20条（本サービスの提供の停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスに係るシステム等の点検および保守作業を定期的または緊急に行う場合
- (2) インターネット接続サービス等の通信回線が事故等により停止した場合
- (3) 第46条に定める不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4) 本サービスの外部連携サービス等に、トラブル、サービス提供の中断や停止、連携の停止および仕様変更等が生じた場合
- (5) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わない場合
- (6) 第7条（利用契約申込みの方法）に基づく申込みにおいて虚偽の内容を記載したことが判明した場合

- (7) 第 44 条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めた場合
 - (8) 本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに係る業務の遂行または当社若しくは外部事業者に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合
 - (9) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、本条に基づき当社が行った措置により、契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第21条（本サービスの録画データ）

- 契約者が本サービスを通じて送信した映像データの知的財産権は、契約者または契約者に権利を許諾した者に帰属するものとします。ただし、契約者は、当社に対し、契約者が本サービスを通じて送信した映像データを、本サービスを運営する目的で利用することをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 契約者は、当社に対し、本サービスを通じて送信した映像データについて、契約者が当社に対して前項但し書に基づく利用許諾をするために必要な知的財産権その他の権原および権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。
 - 3 当社は、以下の各号に該当する場合を除き、契約者の事前の同意を得ずに、契約者が本サービスを通じて送信した映像データを第三者に提供しないものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、契約者の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、契約者の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、契約者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 当社が本サービスを運営するために必要な範囲内において映像データの取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って映像データが提供される場合
 - 4 当社は、契約者が本サービスを通じて送信した映像データを、本サービスの運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、第 23 条（禁止行為）その他の本約款の規定に違反しているものと判断した場合には、契約者への事前の通知なしに、当該映像データの全部または一部を非公開または削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第22条（オプションサービス）

当社は、本サービスに付随関連して、オプションサービスを提供する場合があります。オプションサービスについても、当社が別段の定めをしない限り、本約款の内容が同様に適用されるものとします。

第23条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 当社、外部事業者（第 24 条第 4 項で定義します。）または、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）
- (2) ハードウェアを使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを撮影する行為
- (3) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを本サービスに送信する行為
- (4) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
- (5) 猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為
- (6) 異性交際に関する情報を送信する行為
- (7) 法令または当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信す

る行為

- (9) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - (10) 本サービスの全部または一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
 - (11) 当社または第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - (12) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
 - (13) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
 - (14) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を生じさせる行為
 - (15) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (16) IoT 機器の転貸、譲渡、売却、担保の差し入れその他の処分をする行為
 - (17) IoT 機器を分解、改造、修理し、IoT 機器にあらかじめ行われた設定を変更（アプリの削除を含みます。）し、または当社が禁止するコンピュータプログラムのインストールをする行為
 - (18) 利用契約に定める対象店舗住所から IoT 機器を移動する行為
 - (19) 当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に従わない行為
 - (20) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 当社は、本サービスにおける契約者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第24条（保証の否認）

- 契約者は、契約者自身の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた一切の行為およびその結果についてその責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 契約者は、本サービスの内容として、当社が映像データを保存またはインターネットブラウザで映像を確認するための配信（以下「配信」といいます。）を行う場合であっても、常に映像データを保存または配信することができることを当社が保証するものではなく、ハードウェアその他本サービスの利用に必要な装置、ソフトウェアまたは通信網の障害、動作不良および不具合その他の事由により、映像データを保存または配信できない場合があること、および本サービスの提供終了に伴い映像データが削除されることを、予め承諾するものとします。また、当社は、映像データを保存または配信できなかったことにより、契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失のある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 - 3 本サービスは、当社以外の第三者が提供するサービス（以下「外部サービス」といいます。）と連携できる場合がありますが、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合でも、当社は一切の責任を負いません。
 - 4 本サービスが外部サービスと連携している場合において、契約者は当該外部サービスの規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、契約者と当該外部サービスを運営する第三者（以下「外部事業者」といいます。）との間で紛争等が生じた場合でも、当社は当該紛争等について一切の責任を負いません。
 - 5 契約者は、本サービスを利用することが、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、契約者による本サービスの利用が、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
 - 6 本サービスに関連して契約者と外部事業者、その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、契約者の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

- 7 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、契約者のメッセージまたは情報の削除または消失、契約者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して契約者が被った損害につき、当社に故意または重過失のある場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。

第4章 IoT機器の貸与

第25条（IoT機器の貸与）

当社は、利用契約に基づき、契約者に対しIoT機器を貸与します。なお、契約者は、IoT機器の利用に必要な消耗品およびIoT機器を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、予告をすることなく当社が貸与するIoT機器を変更することがあります。
- 3 契約者は、利用契約の有効期間中であっても、貸与されたIoT機器を返却することができます。
- 4 前項の場合、契約者は別紙1料金表第2（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第26条（IoT機器の返還）

契約者は、次の各号に該当する場合、当社所定の方法によりIoT機器を本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。ただし、契約者が当社が定めた返還期日までにIoT機器を返還しない場合は、当社がその回収を行うことができるものとします。この場合、契約者は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い当該費用を支払うものとします。

- (1) 利用契約が解除されたとき。
- (2) 第25条（IoT機器の貸与）第2項の規定により、当社がIoT機器を変更するとき。
- (3) その他IoT機器を利用しなくなったとき。
- 2 契約者は前項により当社にIoT機器を返還する場合、IoT機器にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、IoT機器のロックを解除し、貸与された時の状態に戻した上で、当社が別途定める返却条件に従って、当社に返還するものとします。なお、当社は、契約者がIoT機器の返還に際し、蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は本条第1項の場合において、契約者がIoT機器を返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
- 4 契約者は、IoT機器を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙1料金表4（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。

第27条（IoT機器の管理責任）

契約者は、IoT機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 契約者は、IoT機器の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
- 3 当社は、第三者がIoT機器を利用した場合であっても、そのIoT機器の貸与を受けている契約者が利用したもののみなして取扱います。
- 4 IoT機器の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はIoT機器の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。

第5章 料金等

第28条（料金）

本サービスおよびIoT機器の賃貸借の料金は、別段の定めがない限り、別紙1料金表および申込書に定める料金とします。

- 2 当社は、本サービスおよびIoT機器の賃貸借の料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

第29条（支払義務）

契約者は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から利用契約の解除があった日までの期間について、申込書に記載の基本利用料の支払を要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断または利用の停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料の支払は、次のとおりとします。
 - (1) 第11条（利用の一時休止）の規定により本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の基本利用料の支払いを要しません。
 - (2) 第20条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本利用料の支払を要します。
 - (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本利用料の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない事由により、その本サービスを全く利用することができない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還しません。
- 4 契約者は、契約更新期間以外に利用契約の解除があったときは、別紙1料金表第2（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。
- 5 契約者は、本サービスに係る利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙1料金表第3（手続きに関する料金）に規定する料金の支払を要します。
- 6 契約者は、IoT機器を貸与されている場合、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日からIoT機器の貸与が終了する日の属する月の末日までの期間について、申込書に記載のレンタル料の支払を要します。
- 7 契約者は、第22条（オプションサービス）におけるオプションサービスを利用する場合、申込書に記載の料金の支払いを要します。
- 8 本条の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、当該定めが優先するものとします。

第30条（割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第31条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

第32条（債権の譲渡）

当社は、利用契約に基づき契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

第33条（料金の再請求）

当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとし、再請求業務を第三者に委託した場合に当社が要した費用は、契約者が負担するものとします。

第6章 保守

第34条（遠隔管理および出張修理）

当社は、当社の監視システム等を通じて IoT 機器と通信を行い、死活監視その他当社が定める項目の監視を行います。

- 2 前項の監視により IoT 機器内のコンピュータプログラムが停止していることが判明した場合には、当社は、契約者に通知することなく直ちに、遠隔操作によりコンピュータプログラムが停止している IoT 機器の再起動を行うものとします。
- 3 第1項の監視により遠隔操作では解決しない障害が IoT 機器に発見された場合には、当社は、契約者に対し出張修理を案内します。
- 4 前項の案内または出張修理前に契約者と当社間で行われた連絡において契約者負担として説明された費用を除き、前三項の費用は基本利用料に含まれます。
- 5 IoT 機器との通信を行えない場合には、その原因が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は、本条に定める監視その他の行為を行う責任を負いません。

第35条（契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用できないときその他障害を発見したときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の通知があった場合には、速やかに障害等の原因を調査するものとします。
- 3 当社は、前項の調査の結果、遠隔操作により障害等の復旧が可能であると判断した場合には、遠隔操作により復旧を行います。
- 4 当社は、第2項の調査の結果、IoT 機器の修理が必要であると判断した場合には、出張修理を行います。この場合には、前条の規定を準用します。また、この場合契約者は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾するものとします
 - (1) 障害等の解消に IoT 機器の交換が必要となった場合には、交換後の機器が、交換前と同じ仕様の別の機器または同等の機能を有する仕様の異なる機器となる場合があること。
 - (2) IoT 機器の故障の原因が契約者の責めに帰すべき事由によるものであると当社が判断した場合には、その調査および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当および交通費等を含みます。）ならびに故障した機器、設備の修理または交換に係る費用を、当社の請求に従い支払うこと。

第36条（修理部品）

当社は、IoT 機器の修理において、その一部に後継品、再生品または代替品を使用することがあります。

第7章 一般条項

第37条（責任の制限等）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に生じた損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る基本利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 第1項の場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって、契約者または第三者に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供を行わなかったときは、この限りではありません

第38条（免責）

当社は、次に掲げる事由ならびにこれに起因して契約者または第三者に生じた損害および損失について、賠償、補填その他の法律上の責任を負いません。

- (1) 天災、事変および降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- (2) 他の契約者の行為に起因する本サービスの障害
- (3) 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
- (4) 台風、地震、落雷などの自然災害に起因して生じた契約者または対象店舗が所有または占有する動産もしくは不動産に対する損害
- (5) 契約者と別途の合意により本サービスに関連して設置した本サービスに関連した機器の設置または保守の工事から1年を経過した後の施工または作業箇所が発生した不具合
- (6) 本サービスの一部または全部の廃止

第39条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、利用契約を解除しようとする場合には、解除を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面により申請するものとします。

第40条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第20条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合において、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと判断したときは、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第20条（本サービスの提供の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、当該事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと判断したときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者が第44条（契約者の義務）第1項第4号のいずれかの行為を行った場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、契約者に対し第45条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 5 当社は、次に掲げる場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合または反社会的勢力であったと判明した場合
 - (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (4) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社名誉、信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合
 - (6) 契約者が、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
 - (7) 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき
 - (9) 本約款に定める条項につき重大な違反があったとき、または、本サービスの提供の継続が不可能と当社が判断した場合
- 6 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第41条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合には、当社は、契約者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

第42条（業務の一部委託）

当社は本サービスを提供するにあたり、申し込みの取次、料金の請求、料金の徴収およびその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

第43条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第44条（契約者の義務）

契約者は、第 23 条の禁止行為に抵触する、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないことを遵守するものとします。

第45条（是正措置）

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができます。

- (1) 第 44 条（契約者の義務）に定める行為に該当するおそれのある行為。
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

第46条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、重大な疾病、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故その他不可抗力により、利用契約の全部若しくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

2 前項の場合において利用契約の履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第47条（個人情報等の保護）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://usen.com/legal/privacy1.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://usen.com/legal/privacy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社は、契約者の個人情報について当社規定に従うほか、以下の目的で利用します。

- (1) 契約者への本サービスの提供
- (2) 契約者の管理
- (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- (4) IoT機器等の梱包、発送業務
- (5) 料金の請求に関する業務
- (6) 契約者からの問合せへの対応業務
- (7) 当社が発行するメールマガジンの配信
- (8) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
- (9) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- (10) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）契約者の同意が得られた場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際（ニ）協定事業者からの請求があった際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。

4 当社は、当社規程に従い、本条第 1 項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第48条（地位の承継）

相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。

- 2 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第49条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第50条（閲覧）

本約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第51条（分離条項）

本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

第52条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第53条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法によるものとします。

2024年9月1日 制定

2024年11月1日 改定

【別紙 1】料金表

通則

(料金の計算方法など)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、料金を合計した額を契約者へ請求します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が加入申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

6 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することがあります。

8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

料金表

第1 利用料

本サービスおよびIoT機器の賃貸借の料金は申込書に記載のとおりとなります。

第2 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第29条（支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容	
(1) 契約解除料の適用	契約解除料は、次のとおりとします。	
	種別	内容
	解約事務手数料	契約更新期間以外の日で基本サービスの利用契約の解除があったときに支払いを要します。
	違約金	契約更新期間以外の日で基本サービスの利用契約の解除があったときに支払いを要します。

2 契約解除料

次のとおりとします。

種別	単位	契約者	金額（課税対象外）
解約事務手数料	利用契約ごとに	全て	10,000円
違約金	利用契約ごとに	全て	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額※

※初回の契約期間中にのみ発生するものとし、更新後は発生しないものとします。

3 契約解除料免除について

契約者が、AI分析サービスの利用契約を解除する場合、契約解除料を免除します。

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第29条（支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

1 利用契約ごと

区分	内容	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	一時提供休止手数料	休止を開始する月の前々月末日までに、当社所定の方法で通知のうえ、月の初日を開始日とした6ヶ月以内において本サービスの一時提供休止を行う場合、2（料金額）に規定する一時提供休止手数料の支払いを要します。

2 料金額

1 利用契約ごと

料金種別	単位	料金額
一時提供休止手数料	休止1回ごとに	3,000円

第4 紛失・損害金（一時金）

項目	単位	料金額（課税対象外）
タブレット	1台ごとに	10,000円
USEN Camera AI ベースユニット (UAU-01B)	1台ごとに	15,000円
USEN Camera ベースユニット2 (UAU-02B)	1台ごとに	15,000円
USEN Camera AI センサーカメラ	1台ごとに	15,000円
USEN Camera IPカメラ (UAC-01W)	1台ごとに	15,000円
USEN Camera IPカメラ (UAC-02W)	1台ごとに	20,000円
USEN Camera IPカメラ (UAC-03W)	1台ごとに	15,000円
USEN Camera IPカメラ (UAC-05W : 白タイプ)	1台ごとに	15,000円
USEN Camera IPカメラ (UAC-05B : 黒タイプ)	1台ごとに	15,000円
USEN Camera SDカード 32GB	1枚ごとに	3,000円
USEN Camera SDカード 64GB	1枚ごとに	5,000円
USEN Camera SDカード 128GB	1枚ごとに	12,000円
USEN Camera SDカード 256GB	1枚ごとに	14,000円
USEN Camera SDカード 512GB	1枚ごとに	15,000円
USEN Camera ブラケットS (UAC-02W用)	1個ごとに	3,000円
USEN Camera ブラケットM (UAC-02W用)	1個ごとに	4,000円
USEN Camera ブラケットL (UAC-02W用)	1個ごとに	5,000円
USEN Camera PoE ハブ(4ポート)	1台ごとに	10,000円

2024年9月1日 制定

2024年11月1日 改定

【別紙2】 トライアル利用に関する特則

- 1 契約者は、別段の定めがある場合を除き、本サービスの利用契約を締結する前に限り、当社指定の方法で申請のうえ当社が認めた場合、本サービスのトライアル利用を行うことができます。
- 2 トライアル利用には、本約款の各規定が準用します。
- 3 トライアル利用の期間は、利用者（トライアル利用を当社が承諾した者をいいます。以下同じとします。）からの前項による申請に基づき、当社が定める期間とし、当社が認めた場合には、期間の延長を行うことができます。
- 4 利用者は、トライアル利用の期間満了日の7日前まではいつでも、本サービスの利用契約の申込みをすることができます。この場合には、利用契約の成立日にトライアル利用は終了し、当該成立日を本サービスの提供開始日とします。
- 5 当社が、利用者と連絡が取れなくなった場合、またはトライアル利用の期間満了日の7日前までに利用者から本サービスの利用契約の申込みがない場合、期間満了日にトライアル利用は終了します。
- 6 利用者は、トライアル利用の期間中、トライアル利用の中止を希望する日の前日までに当社に申し出ることにより、トライアル利用を中止することができます。
- 7 トライアル利用期間中にIoT機器等を毀損し、または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できなくなった場合には、別紙1料金表第4（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。

2024年9月1日 制定

【別紙3】 契約者指定場所への配送に関する特則

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社と事前に協議のうえ、当社が可能と判断した場合は、IoT機器について、利用開始希望日までに契約者が指定する設置場所に配送することを当社に依頼することができるものとし、当社は、当社が指定する者により、契約者が指定する設置場所に配送します。ただし、本サービス、IoT機器の種類および設置場所または利用の状況により、配送することができない場合があることを、契約者は予め承諾します。
- 2 前項によりIoT機器の配送を行った場合、本サービスの利用開始日は、当該配送が完了した日（サービス変更の場合は変更実施日の属する月の翌月1日）とします。
- 3 契約者は、配送されたIoT機器については、自らの責任と費用において本サービスを利用するために必要な設定、設置を行い、善良なる管理者の注意義務をもって管理、運用するものとし、
- 4 当社は、前項により契約者が実施し設定、設置に起因する障害、事故および第三者との紛争等に対し、一切の責任を負わないものとし、
- 5 契約者は本サービスの利用契約が終了した場合、自らの責任と費用により、直ちにIoT機器を当社所定の方法により、当社に返却するものとし、当社へのIoT機器の返却完了を以て当該利用契約の終了とします。
- 6 前項に定めるIoT機器返却に際し、当社への返却物品以外の物品が含まれていた場合は、当社は契約者に何らの通知なく破棄し、当該物品に関する損害は一切補償しません。
- 7 IoT機器の滅失、毀損、紛失、盗難等によりIoT機器の返却が不可能となった場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知し、別紙1第4に定める紛失・損害金を支払うものとし、

2024年9月1日 制定